

笑顔輝く地域づくり支援事業実施要綱

平成22年 7月26日 告示第46号

平成25年 2月 6日 告示第 9号

平成26年 2月 5日 告示第 8号

平成26年 6月23日 告示第75号

笑顔輝く地域づくり支援事業実施要綱を次のように定め、平成22年8月1日から適用する。

(総則)

第1条 この告示における補助金の交付については、浦幌町補助金等交付規則（平成13年浦幌町規則第20号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 この告示は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、住民活動を行う団体が実施する地域の公益的な活動に対し、浦幌町（以下「町」という。）が事業費の一部について補助等（以下「支援」という。）を行うことにより、地域課題の解決や地域コミュニティの醸成、町民と町の協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、住民活動を行う団体が町内において不特定かつ多数の町民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的に取り組む事業（以下「自主事業」という。）と、町と協働して取り組む事業（以下「協働事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象事業としない。

(1) 町から他の制度による補助等を受けているもの

(2) 平成26年度以降に同一の事業において、当該支援を既に5回受けたことがあるもの

3 支援対象事業の事業期間は、毎年度4月1日より翌年の3月31日までとする。

(支援対象団体)

第4条 支援の対象となる団体は、次の各号に掲げるすべての要件に該当し、かつ、支援を行うことが適当であると町長が認めた団体とする。

(1) 町内に活動拠点を有するか、町内で活動の主要な部分を行っていること。

(2) 主な構成員が町内在住又は在勤者であること。

(3) 構成員が3人以上であること。

(4) 営利を目的としないこと。

(5) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。

(支援の内容)

第5条 町が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支援対象事業に要する経費に対する補助
- (2) 町広報媒体への掲載等の協力
- (3) 公益性を高めるための他団体との連絡調整
- (4) 町有施設の利用
- (5) 適正な名義使用承諾手続きを経た町の後援及び共催名義の使用
- (6) その他町長が事業実施に必要と認めた支援

(補助金額)

第6条 前条第1号の補助金額は、支援対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体等から他の制度による補助金等の交付を受けている場合にあっては、これを控除した額とする。

- (1) 報償費 講師・専門家への役務の提供等に対する謝礼
- (2) 旅費 交通費等
- (3) 需用費 消耗品費、印刷製本費、材料費等
- (4) 役務費 通信運搬にかかる経費、保険料等
- (5) 使用料及び賃借料 会場借上料、機器使用料等
- (6) 備品購入費 器具、機材等の購入費
- (7) その他経費 上記のほか事業の実施に必要で、町長が認める経費

2 団体の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費、食糧費、団体の構成員に対する人件費、最終的に個人の所有に帰す物品等及び町長が社会通念上適切でないとした経費は、補助の対象としない。

3 一支援対象事業に対する補助金の額は、原則として200,000円を限度とする。ただし、多数の団体又は人員が連携し、協力する等多大な成果が期待できる場合は、この限りでない。

4 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(支援対象事業の公募)

第7条 支援対象事業については、別に定める応募要項により公募する。

(支援の申請)

第8条 第5条の支援を受けようとする団体（以下「支援申請団体」という。）は、応募要項において定める期間内に、笑顔輝く地域づくり支援事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施団体概要
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(支援の決定)

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、支援の適否について、浦幌町課長会議（以下「課長会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 課長会議は、支援申請団体から提出された申請書及び添付された書類の審査そ

他の方法により、支援の適否について評価及び判定を行うものとする。

3 前項の規定による評価及び判定にあたっては、次の各号を考慮して行うものとする。

- (1) 事業の公益性
- (2) 事業の先駆性・独創性・専門性
- (3) 事業収支の適正性
- (4) 事業の有効性
- (5) 事業の継続性

4 町長は、第2項の規定による評価及び判定結果に基づき、支援の可否及び補助金額を決定するものとする。

5 町長は、支援の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

(支援決定の通知等)

第10条 町長は、前条第4項の規定により支援の可否等を決定したときは、笑顔輝く地域づくり支援事業決定（不決定）通知書（様式第2号）により、当該支援申請団体にその内容を通知するものとする。

2 町長は、支援の決定をした団体名、支援対象事業の内容等を公表するものとする。

(支援対象事業の変更の承認)

第11条 支援の決定を受けた支援申請団体（以下「支援決定団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、笑顔輝く地域づくり支援事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の額及び配分を変更しようとするとき。
- (2) 支援対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 支援対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、支援対象事業の変更・中止・廃止の承認（不承認）をしたときは、笑顔輝く地域づくり支援事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該支援決定団体に通知するものとする。

3 町長は、支援対象事業の変更・中止・廃止の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(助言及び報告)

第12条 町長は、支援の目的を達成するため必要があると認めたときは、支援決定団体に必要な助言を行い、報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 支援決定団体は、支援対象事業が完了したときは、事業終了後30日以内に笑顔輝く地域づくり支援事業完了報告書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書

- (2) 事業内容の分かる写真・チラシ・プログラム
- (3) 事業収支決算書
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の完了報告書等を受理したときは、支援の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、笑顔輝く地域づくり支援事業確定通知書（様式第6号）により、当該支援決定団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による交付すべき補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。ただし、町長は、支援対象事業の遂行上必要があると認めたときは、当該支援対象事業完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 支援決定団体は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、笑顔輝く地域づくり支援事業概算払申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に基づき、概算払をすることを決定したときは、笑顔輝く地域づくり支援事業概算払決定通知書（様式第8号）により、当該支援決定団体に通知するものとする。

(事業実績の公表)

第16条 町長は、補助金の額を確定したときは、完了報告書等に基づき、支援対象事業の成果について公表するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、支援決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第3条の補助要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、笑顔輝く地域づくり支援事業決定取消書（様式第9号）により、当該支援決定団体に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、笑顔輝く地域づくり支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めて、当該支援決定団体にその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第19条 支援決定団体が、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額

(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

- 2 支援決定団体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、支援決定団体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

前 文 (抄) (平成25年2月6日告示第9号)

この告示は、平成25年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成26年2月5日告示第8号)

(適用期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成26年6月23日告示第75号)

この告示は、平成26年7月1日から適用する。